

これまで制度の対象としてきた地域まちづくり

- ・H14～「まちのルールづくり相談コーナー」⇒主に建築協定、地域発意の地区計画の検討等に対応
- ・H17年に条例、支援制度、まち普請事業が制定・創設⇒市民のまちづくりを総合的に支援する仕組み
 - ①防災や住環境保全をテーマとしたまちづくりの取組（プラン・ルール）に加え、
 - ②まち普請は当初からテーマ型で様々な取組を支援

・実績 ⇒条例制定から約20年で、一定のまちづくりのニーズに答えてきたと考えられる。
（市内でのプラン認定22地区、ルール認定21地区、まち普請 整備65件）

・令和5年度からは「市民主体の身近な施設整備事業」を開始、地域福祉保健計画等、地域と行政で合意された計画に基づくまちづくりの取組をスピーディーに進める仕組みを整え、実践している。
（令和3年度 神奈川区でモデル実施、令和5年度中に西区、戸塚区の2件が整備完了予定）

条例制定から約20年での社会状況の変化

- ・開発に対する住環境意識の高まり⇒人口減少局面に移行し、空き家問題が顕在化
- ・高齢化の進行⇒担い手不足の深刻化、今後のまちづくり活動に支障？
- ・デジタルツールの普及⇒地縁組織にとらわれず（SNSなど）様々なコミュニティが生まれるように
- ・新型コロナウイルスの経験⇒まちづくりの取組の手段にも変化
- ・ライフスタイル、価値観の変化⇒個人のやりがい重視されるように

社会状況の変化を踏まえた地域まちづくりの変化（委員の意見抜粋）

- ・市民の手によって行われている「まちづくり」は、ライフスタイルの変化や価値観の変化に伴い、個人のやりがいや自己実現の視点が重視され、必ずしもハードをつくることが目的ではない
- ・時代がハードからソフトに、つくることからマネジメントの流れに向かう中で、地域課題はより領域横断的になってきている。
- ・合意形成によらない、個人から始まる取組が出てきている。
- ・まちづくりの取組にゴールはなく、活動の持続可能性や発展が求められている。

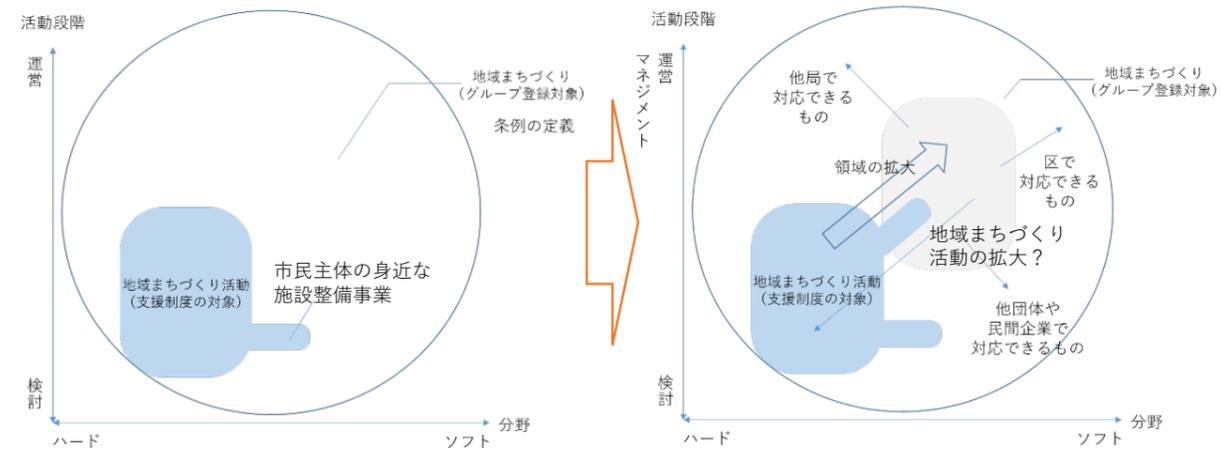
※「地域まちづくり」の定義

（条例2条3項）
「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組」
⇒地域の環境の維持又は改善の取組であればハード・ソフトを問わず幅広く該当。

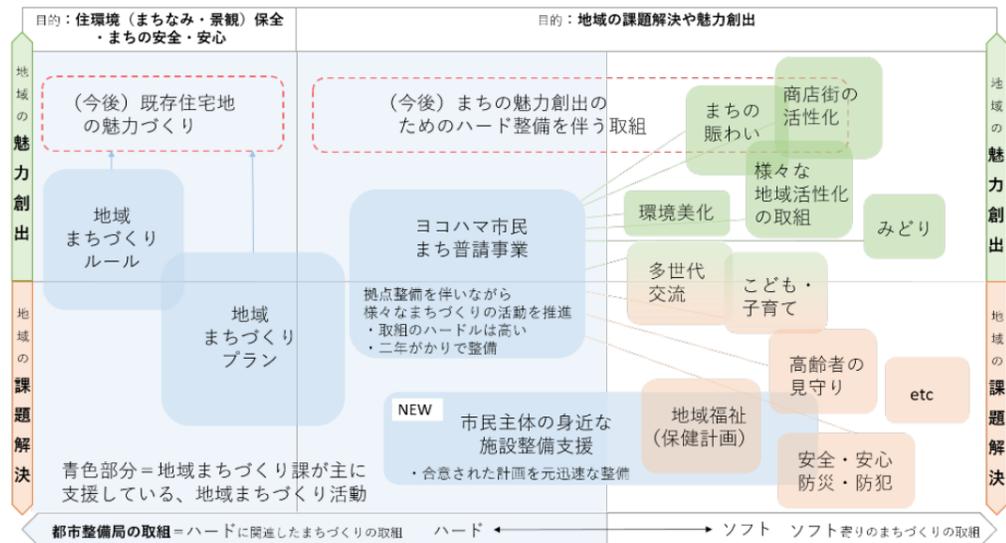
※現在の支援制度は「**地域まちづくり活動**」で定義される、プラン・ルールや各種事業（⇒まちのハードの形に影響を及ぼすことから、前提としての合意形成が求められる）を対象として制度設計されたもの。

※条例の対象としている「**地域まちづくり**」と、支援制度の対象としている「**地域まちづくり活動**」の関係を示すと左図のようになる。

※R5年度の身近な施設整備事業の制度設計にあたっては、地域まちづくり支援制度要綱及び支援制度要綱適用基準を改正し、「**地域まちづくり活動**」の枠を拡大している。



【地域まちづくり、地域まちづくり活動の概念図】



報告書の課題認識まとめ（市）

社会情勢の変化を捉えた地域まちづくりの取組の対応の必要性（①、②）

・規制による環境の維持・保全型（ルール系）のまちづくりから、地域での支え合いや、魅力づくり等にまちづくりの取組の比重が移行している（と考えられる）中で、

- ①まちづくりの相談の仕組みや体制について見直す必要がある
- ②さまざまなまちづくり活動に、必要な支援が届いていない可能性がある

地域まちづくりの取組を支える現状の支援制度や事業の進め方について改善の必要性（③～⑦）

・地域まちづくりプランについては、プラン認定までの期間は数年、地域での負担が大きい。

- ③プラン認定に向けて活動している地域の方の負担の見直し
- ④支援メニューの見直し（デジタル化等）
- ⑤コーディネーターの強みを生かしたバランスの良い人材活用・育成を行い、継続して多様なコーディネーターの人材確保を行っていくことが必要
- ⑥（まち普請）休憩・交流施設以外の整備が可能であることをPRし、多様なアイデアの提案につなげていくことが必要
- ⑦（デザイン賞）認知度を向上し、活動団体の後押しを強化することが必要

委員からの評価と、市の見解のまとめ（まちづくりの取組の流れに沿って）

評価	見解
<p>・まちづくりのきっかけづくりの支援 （広報・情報発信の強化） （相談のハードルを下げる仕組み） （まちルコの名称・体制の再検討） （相談先の明確化） （区・他局との連携強化） （中間支援組織との連携）</p>	<p>（HP上で先進的事例の紹介、制度周知） （HP上での相談窓口） （区へのヒアリング、名称や体制の再考） （区局での情報共有、連携強化） （中間支援組織向け研修他、多様な主体へ呼びかけ）</p>
<p>・まちづくり初動期の支援 （「まずはやってみる」実験的な活動や施設整備以外の多様な活動に対する活動助成、やりたいことがスムーズにできる仕組み）</p>	<p>（新たな活動を進めている市民等との情報交換、ニーズ把握を行った上で、魅力づくりややりたいことを通じた地域貢献など、まずはやってみる、気持ちを後押しできる支援方法の検討）</p>
<p>・まちづくり活動期の支援 （活動の変化に対応した支援の必要性） （コーディネーターのあり方、役割分担）</p>	<p>（デジタルツールに対する支援メニューの検討） （コーディネーターの人材育成・活用）</p>
<p>・まちづくり成熟期の支援 （デザイン賞の認知度向上・広報改善） （地域まちづくりに関するプロモーション）</p>	<p>（デザイン賞の効果的な広報の検討） （地域まちづくり全体のプロモーション活動）</p>

新たな地域まちづくりの支援フロー (案)

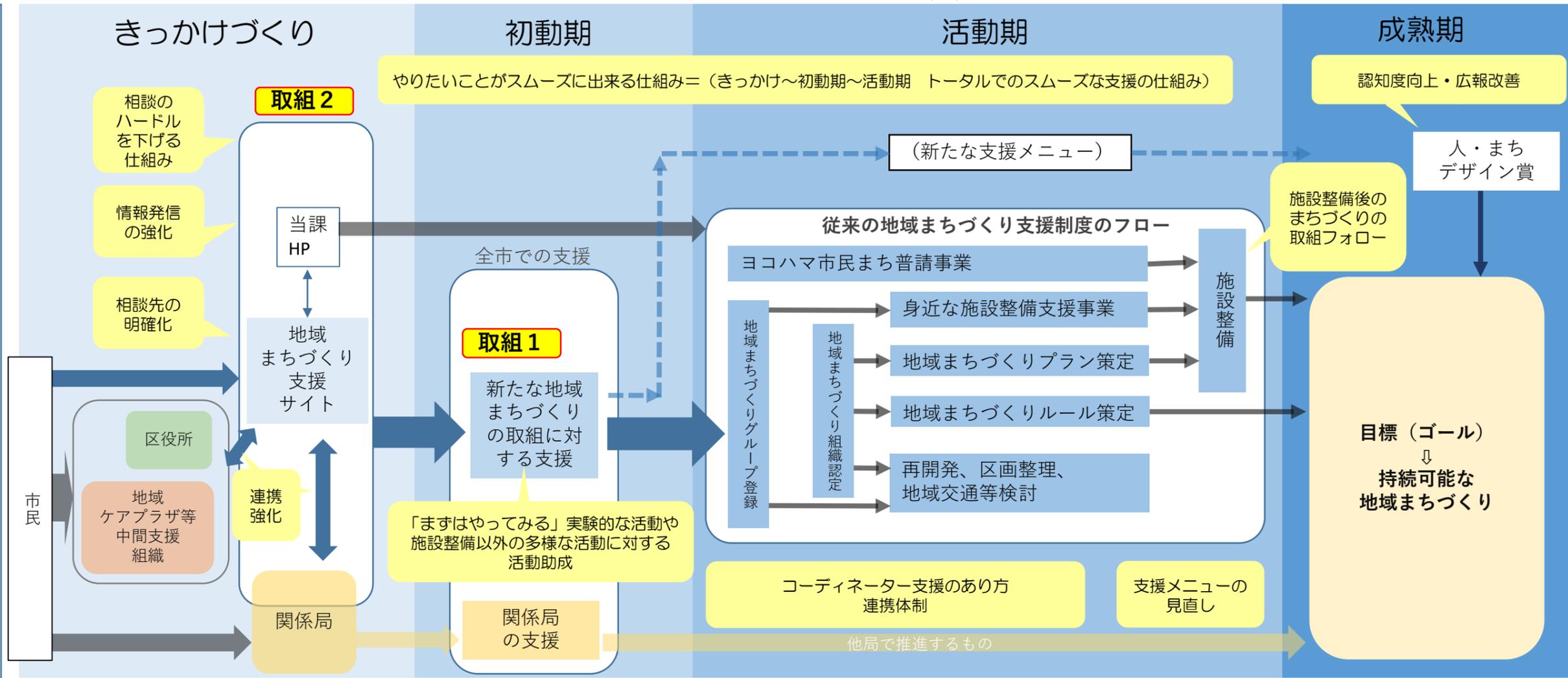
仮説

地域まちづくりの取組が広がり、多様化する中で、既存の制度では支援が届いていない活動があると考えられる。

こういった活動の中には、まちの魅力向上や活性化につながるものがあり、これを「新たな地域まちづくり」と呼び、必要に応じた支援を行うことで、現在の社会状況に応じた市民協働のまちづくりをより推進することができる。とともに、地域まちづくり支援制度の仕組みもより活用した、更なるまちづくりの取組の広がりが期待できる。

取組の目標

社会状況の変化に応じたより柔軟な地域まちづくり支援制度を構築していくことで、市民協働のまちづくりの更なる推進を図るとともに、持続可能な地域まちづくりをより増やしていく。



I 社会情勢の変化を捉えた、今後の地域まちづくりの取組の検討の進め方 (= 仮説に対する検証)

取組1 新たな地域まちづくりの取組に対する支援

地域まちづくりの取組の広がり多様化の中で、既存の支援制度では支援が届いていない活動がある (仮説)

⇒支援の必要性の見極め

STEP 1: 現在の地域まちづくりの取組として、どのような活動があるか調べる (デザイン賞応募、まち普請の過去応募、市内外の事例研究等から)

STEP 2: 活動団体へのヒアリング。そもそも支援が必要か? どのような支援か? (デザイン賞関係、まち普請関係、中間支援組織等を通じて)

STEP 3: 地域まちづくり活動として支援制度の対象とするかの検討 (他局の支援制度とのすみ分け) STEP 1~3の上、制度の必要性の判断

⇒制度設計、制度化

(支援制度要綱・制度要綱適用基準の改正)

- 参考: 各区における課題解決のためのスタートアップ
- ・あおばスタート補助金
 - ・あさひのつながり応援補助金
 - ・栄区みんなが主役のまちづくり協働推進事業補助金
 - ・瀬谷区いきいき区民活動支援補助金
 - ・鶴見区新たなチャレンジ応援補助金
 - ・とつか区民の夢プロジェクト補助金 など



取組2 まちづくりの取組のきっかけづくり

(様々な支援を必要としている団体があるという仮定のもとで、) 活動を受け止める体制をつくるのが求められている (仮説)

市民の声・やりたいことをどう実現すれば良いかわからない

- ・どこに相談して良いかわからない
- ・(自分の活動が) 課題解決につながると思っていない

- ①まちづくりの情報発信
 - ・地域まちづくり支援サイトの構築
- ②まちづくりの相談の仕組みや体制の見直し
 - ・窓口改善 (体制、名称 相談しやすく、わかりやすい)
 - ・区の支援体制や、中間支援組織との連携を活用したまちづくりのアプローチの強化

(新たな支援メニューの検討)

上記の取組1、2を進める中で、「やりたいことがスムーズにできる仕組み」の一環として、現在の支援制度の枠組み (グループ登録など) に当てはまらない、新たな支援メニュー (ソフト、ハード) の検討が必要になる可能性がある。

II まちづくりの取組を支える現状の支援制度や事業の進め方の改善の方向性

- (支援メニュー)
 - ・デジタル化等、支援メニューの見直し
- (コーディネーターの人材活用・人材育成)
 - ・バランスの取れたコーディネーターの人材活用
 - ・コーディネーターのノウハウを共有するための研修等、育成の仕組み
- (まち普請事業)
 - ・多様なアイデアの提案につながるようなPR活動
 - ・応募年度以前からの活動団体との対話 (種まき)
- (人・まち・デザイン賞)
 - ・デザイン賞の周知・認知度を向上し、活動団体の後押しを強化
 - ・様々な地域まちづくりを行う他の団体の参考になるよう、情報発信

今後の進め方

短期的に改善できるもの、中期・長期的に検討していくものに整理した上で、令和6年度以降も地域まちづくり推進委員会で上記の課題に対する検討状況等を報告し、委員の皆様のご意見をいただきながら、着実に制度改善の取組を進めていきます。